

当院では「かかりつけ医」として
次のような診療を行います。



- 急な病気の際の診療や慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行います。
- 同意する患者さんからの電話などによる問い合わせに原則常時対応しています。

休診日ややむを得ず対応できない場合は提携医療機関や
こども急病電話相談（#8000）にご相談ください。



【機能強化加算】のお知らせ

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。



- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。
- 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- 必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。
- かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供システムにて検索できます。



明細書の無料発行について



当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

なお、明細書には診療に関する情報が含まれるため、お取り扱いにはご注意ください。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。



医療DX推進の体制に関する取組事項

『DX』とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを指す言葉です。

医療DXとは、医療の現場においてデジタル技術を活用することで医療の効率や質を向上させることを目的としています。

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入予定とし、質の高い医療の提供を行う診療体制を構築しております。

【当院での取り組み事項】

1. レセプトオンライン請求の実施
2. オンライン資格確認等の実施及び取得データの活用体制の整備
3. 電子処方箋の発行体制の整備
4. 電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績

当院では医療DXの推進に伴い医療DX推進体制整備加算（8点）を月に一度算定しております。

医療現場でDX化が進むことで、医療情報の共有が円滑かつ迅速になり、紹介や緊急時の場合に、かかりつけ医院以外での受診でもより適切な医療を受けることができます。当院でもより良い医療の提供に努めてまいります。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

電子処方箋の発行体制



当院では、電子処方箋に対応しています。

治療に必要な薬の種類や量、服用方法を記した処方箋を電子化し、複数の医療機関や薬局との間で情報共有できるようにしたものです。

(患者様の同意が必要です)

情報共有することで、医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認できるようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。

ただし、利用するには電子処方箋を取り扱っている薬局でないと利用できませんので御注意ください。

